

中央・西部・東部児童相談所嘱託員 募集要項

平成 29 年 12 月 1 日
子ども青少年局名古屋市中央児童相談所相談課

中央・西部・東部児童相談所にて勤務する嘱託員（児童相談研修コーディネーター・児童福祉施設嘱託員（保健師））を次のとおり募集します。

なお、この募集については、平成 30 年度予算成立が前提となります。

1 職種・採用予定人数・主な職務内容等

職 種	採用予定人数	主 な 職 務 内 容 等
児童相談研修 コーディネーター	1 名	・ 児童福祉司の任用前及び任用後研修を始め、児童相談所、社会福祉事務所、その他関係機関職員を対象とした児童福祉に関する研修の企画及び調整 (勤務場所：中央児童相談所)
児童福祉施設嘱託員 (保健師)	1 名程度	・ 健康・育児相談及び児童や家族に対する在宅支援 ・ 児童の健康・発達面に関するアセスメントとケア ・ 医療機関等との情報交換や連絡調整、関係機関や児童福祉司等との連携・協働による児童や家族への支援

※ 採用予定人数は現時点での目安であり、今後の事業計画等により変動することがあります。

2 応募資格

下記の (1) 及び (2) の条件をいずれも満たす方

(1) 次のいずれかに該当される方

＜児童相談研修コーディネーター＞

ア 児童福祉司たる資格を有すること。

イ 福祉、保健、医療に関する相談援助業務等に 1 年以上従事した経験を有すること。

＜児童福祉施設嘱託員（保健師）＞

保健師免許を有すること。

(2) 次のいずれにも該当しない方 <各職種共通>

ア 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）。

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者。

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者。

3 申込み

(1) 申込期間

平成 29 年 12 月 1 日（金）から平成 29 年 12 月 26 日（火）まで（必着）

(2) 申込方法

下記の申込書類に必要事項を記入の上、名古屋市中心児童相談所相談課まで簡易書留で郵送（12/26（火）必着、封筒の表に「嘱託員応募」と朱書き）又は持参してください。

※ 持参の場合は、申込期間内（土曜日・日曜日・祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで受付けます。

〔郵送宛先〕

〒466-0858 名古屋市昭和区折戸町4丁目16番地
名古屋市中央児童相談所相談課

(3) 申込書類

ア 応募申込書（第1号様式及び第2号様式）

イ 小論文

職 種	小 論 文 テ ー マ
児童相談研修 コーディネーター	児童相談所職員の専門性を高めるために必要な研修について、私が考えること
児童福祉施設嘱託員 （ 保 健 師 ）	児童相談所における他機関との連携について保健師として考えること

1,000文字程度、A4縦長横書き、始めに「応募する職種」及び「氏名」を自筆で明記した上、氏名の後に押印してください。「応募する職種」及び「氏名」以外は自筆、パソコン等を問いません。上記のテーマについて、ご自分の体験などを交えて具体的にお書きください。

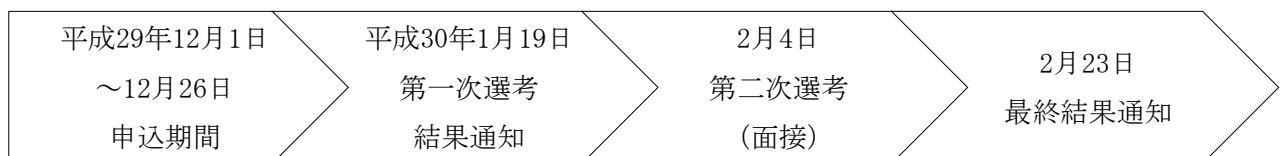
ウ 第一次選考結果通知用封筒（長形3号 サイズ120mm×235mm）

82円切手を貼り、住所・氏名を記載したもの。

※ 申込書類に不備がある場合は受け付けません。また、一度提出された書類は返却しません。

4 選考の日程等

(1) 選考の流れ



(2) 選考内容

区 分	日 程	選 考 内 容	配 点
第一次選考	平成 29 年 12 月 26 日 (火) までに提出	申込時に提出いただく応募申込書による書類選考及び小論文による筆記試験を行います。	120 点満点
第二次選考	平成 30 年 2 月 4 日 (日)	口述による個人面接試験(20 分程度)を実施します。	300 点満点

※ 各選考において得点が一定水準に達しない場合は、総合得点に関らず不合格となります。

(3) 第二次選考会場及び集合時間

第一次選考結果通知に記載してお知らせします。

(4) 各選考結果の通知

第一次選考結果は平成 30 年 1 月 19 日 (金) (予定) に、最終選考結果については平成 30 年 2 月 23 日 (金) (予定) に郵送にて通知します。併せて本市ウェブサイトにも最終合格者の受験番号を掲載します。

なお、電話等による可否に関する問い合わせには一切お答えできません。

5 選考結果の開示

選考試験の成績については、名古屋市個人情報保護条例第 31 条の規定に基づき、口頭で開示を請求することができます。開示は閲覧により行います。

第一次選考 不 合 格 者	・ 第一次選考順位 ・ 第一次選考得点 ・ 第一次選考 合格基準点	各選考結果発表日から その翌月同日まで (ただし、最終日が閉庁日の 場合は、次の開庁日まで) ・ 9:00~12:00 ・ 13:00~17:00 (土・日・祝・振替休日を除く)	名古屋中央児童相談所 相談課において、必ず受験 者本人が、運転免許証、旅 券等の身分証明書(写真の あるもの)を提示して口頭 で申し出てください。
第二次選考 不 合 格 者	・ 総合順位 ・ 総合得点		

※ 開示請求は受験者本人による中央児童相談所(名古屋市昭和区折戸町 4 丁目 16 番地)への来所が必要です。電話・郵便等による請求は受け付けておりません。

※ 必要提示書類(写真付の身分証明書)に不足がある場合は開示できません。

※ 来所の際は公共交通機関をご利用ください(自家用車での来庁はご遠慮ください)。

6 委嘱(採用)

(1) 最終合格者は成績順に各職種の採用候補者名簿に登載され、名簿の中から児童相談研修コーディネーターについては上位 1 名、児童福祉施設嘱託員(保健師)については上位 1 名程度を「平成 30 年 4 月採用予定者」とし、平成 30 年 4 月 1 日に委嘱(採用)予定です。その他の合格者は、欠員の状況などに応じて逐次採用されますが、採用候補者名簿に登載された人がすべて採用されるとは限りません。なお、採用候補者名簿の有効期限は、最終

合格者発表の日から平成 31 年 1 月 31 日までとなります。

(2) 委嘱期間は平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までとなります。勤務状況等に応じて最長で平成 32 年 3 月 31 日まで更新される場合がありますが、事業執行の状況により定数の改廃が生じた場合は更新しません。委嘱は各年度予算の議決を条件とします。

(3) 受験資格がないことや申込書類に不正があることが判明した場合は採用されません。

7 身分

名古屋市の非常勤職員

8 勤務条件

報酬	<p>児童相談研修コーディネーター 月額 255,600 円、他に通勤費用を支給 児童福祉施設嘱託委員（保健師） 月額 255,600 円、他に通勤費用を支給 （平成 29 年 12 月 1 日現在）</p>
勤務時間	<p>月曜日から金曜日の午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分までの間で 1 日 6 時間 （1 時間の休憩を除く）。週 30 時間。</p>
休日	<p>土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、 年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）</p>
休暇	<p>年次休暇、忌引休暇、介護休暇及び病気休暇等</p>
社会保険	<p>健康保険、厚生年金、雇用保険、公務災害補償あり</p>
勤務場所	<p>児童相談研修コーディネーターの勤務場所は中央児童相談所です。 児童福祉施設嘱託員（保健師）については、第二次選考（面接）にて希望をお聞きし、総合的に判断して決定します。各児童相談所の詳細については以下のとおりです。</p> <p><名古屋市中央児童相談所> 住 所：名古屋市昭和区折戸町 4 丁目 16 番地（児童福祉センター内） 所管区域：千種区、東区、北区、中区、昭和区、守山区、名東区</p> <p><名古屋市西部児童相談所> 住 所：名古屋市中川区小城町 1 丁目 1 番地の 20 所管区域：西区、中村区、熱田区、中川区、港区</p> <p><名古屋市東部児童相談所> 住 所：名古屋市緑区鳴海町字小森 48 番地の 5 所管区域：瑞穂区、南区、緑区、天白区</p> <p>※ 東部児童相談所は平成 30 年度の早い時期に開設予定です。そのため、勤務場所が東部児童相談所の場合、開設までは中央児童相談所又は西部児童相談所にて勤務していただきます。</p>

9 個人情報の取扱い

採用選考に際して提出された書類等は一切返却しません。なお、採用選考において取得した個人情報は、採用選考及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。

〈問合せ先〉

名古屋中央児童相談所相談課 嘱託職員採用担当

名古屋市昭和区折戸町4丁目16番地

(名古屋市児童福祉センター内)

Tel:052-757-6111 Fax:052-757-6122